## 入札の注意事項

- 1 代表者が入札される場合 代表者印を押印してください。なお、委任状の提出は不要です。
- 2 代理人が入札される場合 代表者でなく<u>代理人が入札される場合は、委任状が必要です</u>。 委任状に、委任者印・代理人(受任者)印を押印、必要事項を記入のうえ、入札書と同時に 提出してください。
- 3 入札書について
  - (1)入札書は、「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。
  - (2) どちらも、代表者印を押印しておいてください。ただし、代理人が参加の場合は代表者印は不要ですが、代理人印を押印してください。
  - (3) 入札金額は、機器費、パッケージされているソフトウェアの費用、搬出・搬入費用、諸 経費等を積算の上、1台あたりの費用(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記入 してください。
    - ※ 代表者印(代理人が参加の場合は「代理人印」)の押印がない入札書は無効となります。
    - ※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
- 4 消費税及び地方消費税(相当額)について 入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないでください。
  - ※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。